第百九十六条　監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。

②　識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

③　監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

④　識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

⑤　都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

（昭二六法二〇三・昭二七法三〇六・昭三一法一四七・昭三八法九九・平三法二四・平九法六七・平一一法一〇七・平一六法八五・平一八法五三・一部改正）